

奈良県告示第四百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成十九年九月奈良県告示第二百二号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 场 所
十津川村川津（〇〇一）急傾斜地崩 壊警戒区域	十津川村川津（〇〇一）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり
十津川村川津（〇〇三）急傾斜地崩 壊警戒区域	十津川村川津（〇〇三）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり
十津川村風屋（〇〇一）急傾斜地崩 壊警戒区域	十津川村風屋（〇〇一）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり
十津川村風屋（〇〇三）急傾斜地崩 壊警戒区域	十津川村風屋（〇〇三）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり
課 及び十津川村役場総務	課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務

十津川村大野（○○三）急傾斜地崩 壊警戒区域					課
十津川村大野（○○四）急傾斜地崩 壊警戒区域	おり	次の平面図のと おり	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	次の平面図のと おり
十津川村小井（○○四）急傾斜地崩 壊警戒区域	おり	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	課
	課	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務		

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。